



平成 26 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 静岡瓦斯株式会社
代 表 者 名 取締役社長 戸野谷 宏
(コード番号 : 9543 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートサービス部
総務担当マネジャー 渡辺 勉
(TEL : 054-284-4141)

株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 26 年 3 月 27 日開催予定の当社第 166 回定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションの導入について

取締役の中長期的な企業価値向上への動機付けを一層明確化し、株主の皆さまとの利益意識を共有することを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることとし、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成 26 年 3 月 27 日開催予定の定期株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 1,500 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、前記の①および③ないし⑥の点について、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員ならびに当社の完全子会社の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価格を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以上